

令和 8 年度法務省調達改善計画

第 1 目的

法務省では、これまでも法務本省及び地方支分部局等の全庁において、調達の適切性・透明性の確保、調達事務の効率性の向上等を目指してきたが、令和 8 年度においても、引き続き、PDCA サイクルに基づき、調達の透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むことを目的として本計画を策定する。

なお、本計画は、「調達改善の取組の推進について」（令和 8 年 1 月 27 日付け行政改革推進会議決定）、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日付け行政改革推進会議取りまとめ）、令和 7 年度調達改善計画の上半期自己評価結果や調達の現状分析に基づく調達内容の特性・課題等を踏まえ、策定するものである。

第 2 調達の現状分析

法務省において重点的に推進すべき取組を選定するに当たり、国の会計手続における昨今の動向を踏まえ、令和 6 年度の調達の現状を分析する。

※ 本計画に記載している契約件数及び金額は、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知）に基づき公表しているデータから集計したものである（予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決算」という。）第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号で規定するそれぞれの金額を超えないものは含まれない。）。

1 法務省の調達の全体像

法務省では、法務本省を始めとする 300 弱の会計機関¹において調達事務を行っており、法務省全体で契約件数が 6,924 件、契約金額が 2,507 億円となっている（図 1 参照）。

契約種別では、競争性のある契約方式の契約件数が 5,376 件（77.6%）、契約金額が 2,032 億円（81.1%）、競争性のない随意契約²の契約件数が 1,548 件（22.4%）、契約金額は 475 億円（18.9%）となっている。一方、競争性のある随意契約³について、契約件数及び契約金額ともに限定的となっている（表 1 参照）。

調達類型別では、物品役務等⁴の件数が 6,662 件（96.2%）、契約金額が 2,348 億円（93.7%）となっている。そのうち、件数ベースでは物品購入・賃貸借契約が 37.8%（2,616 件）、その他の役務契約が 21.3%（1,473 件）、また、金額ベースでは情報システム関連契約が 40.7%（1,020 億円）、その他の役務契約が 31.8%（797 億円）と、それぞれ高い割合を占めている（表 2

¹ 令和 7 年度当初現在 295、令和 8 年度以降 294（予定）

² 競争性のない随意契約とは、対象となる随意契約から競争性のある随意契約を除いたものをいう。

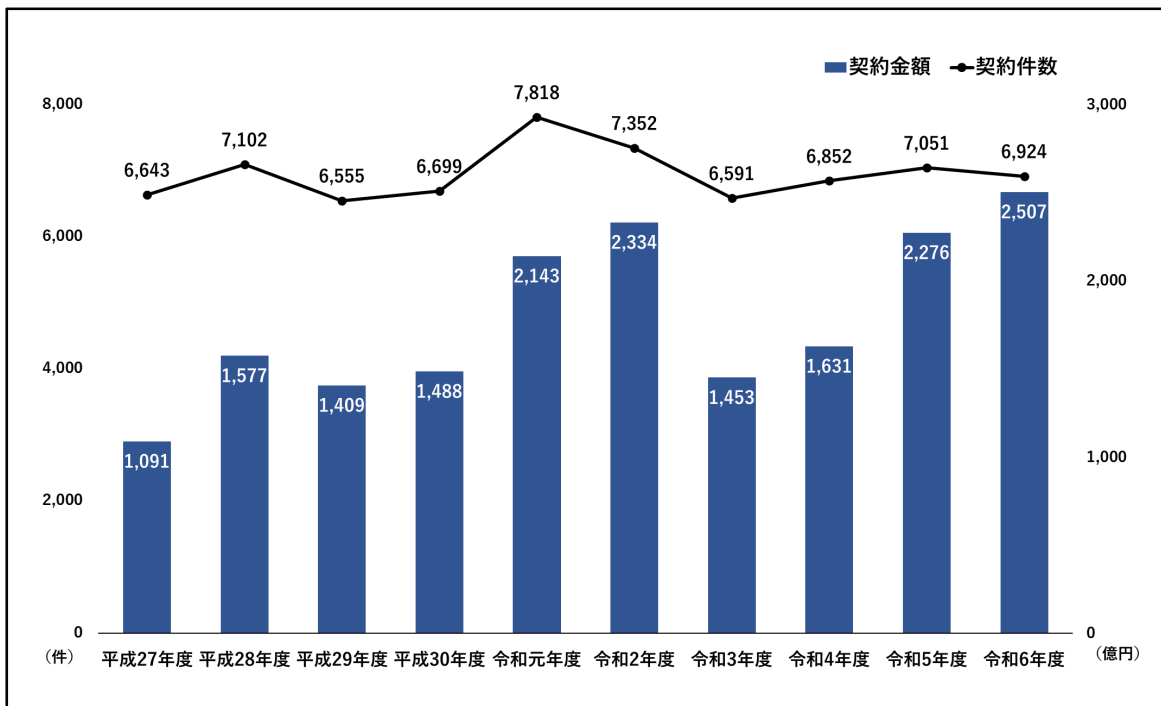
³ 競争性のある随意契約とは、企画競争による随意契約、公募による随意契約、不落・不調による随意契約をいう。

⁴ 物品役務等とは、対象となる契約から公共工事等（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日号外法律第 18 号）第 2 条に規定する公共工事及び公共工事に関する調査等）を除いたものをいう。

参照)。競争契約¹に限った場合でも、調達類型別の各割合は、ほぼ同様の傾向を示している（表3参照）。

また、法務本省と地方支分部局等の比率に着目すると、法務本省が契約件数では法務省全体の1割程度に留まる一方、契約金額では法務省全体の5割程度を占めている。このことから、調達事務の効率性といった契約件数に重点を置く取組の場合、特に地方支分部局等における効果発現を考慮し、経済性といった契約金額に重点を置く取組の場合、特に法務本省における効果発現を考慮することで、より効果的な取組につながると考えられる。この点に留意しつつ、法務省全庁が一体となり、各取組を推進していく必要がある。

図1 法務省における契約件数と契約金額の推移（平成27年度～令和6年度）



※ 令和5年度以前における契約金額・契約件数は、過年度の法務省調達改善計画に掲載された数値を引用したものである。

¹ 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。

表1 令和6年度法務省における調達契約の種別

(単位：件、億円)

契約方式		区分	契約件数 A	割合 B (A/合計)	契約金額 C	割合 D (C/合計)
競争性のある契約	競争契約		5,176	74.8%	1,951	77.8%
	最低価格落札方式※2		4,961	(95.8%)	604	(31.0%)
	うち一般競争契約		(4,961)	—	(604)	—
	うち指名競争契約		(0)	—	(0)	—
	総合評価落札方式※2		215	(4.2%)	1,347	(69.0%)
	うち一般競争契約		(215)	—	(1,347)	—
	うち指名競争契約		(0)	—	(0)	—
	企画競争による 随意契約		42	0.6%	19	0.8%
	公募による 随意契約		106	1.5%	6	0.2%
	不落・不調による 随意契約		52	0.8%	55	2.2%
	小計		5,376	77.6%	2,032	81.1%
競争性のない随意契約			1,548	22.4%	475	18.9%
合計			6,924	100.0%	2,507	100.0%

※1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 本列の割合は、競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

表2 令和6年度法務省における調達経費の内訳（本省・地方別）

（単位：件、億円）

調達類型		区分	本省		地方支分部局等		法務省全体	
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 A		17	95	214	58	231	152
	割合 (A/K)		2.7%	7.5%	3.4%	4.6%	3.3%	6.1%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 B		14	6	17	1	31	7
	割合 (B/K)		2.2%	0.5%	0.3%	0.1%	0.4%	0.3%
小計			31	100	231	59	262	159
割合 (小計/K)			4.9%	7.9%	3.7%	4.7%	3.8%	6.3%
物品 役務 等	情報システム関連 C		178	676	251	344	429	1,020
	割合 (C/K)		28.3%	53.5%	4.0%	27.6%	6.2%	40.7%
	電力 D		2	3	120	58	122	60
	割合 (D/K)		0.3%	0.2%	1.9%	4.6%	1.8%	2.4%
	ガス E		2	0	168	15	170	16
	割合 (E/K)		0.3%	0.0%	2.7%	1.2%	2.5%	0.6%
	調査研究 F		18	3	1	0	19	3
	割合 (F/K)		2.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%
	物品購入・賃貸借 G		138	96	2,478	168	2,616	264
	割合 (G/K)		21.9%	7.6%	39.4%	13.5%	37.8%	10.5%
	庁舎維持関連 H		48	30	1,146	109	1,194	139
	割合 (H/K)		7.6%	2.4%	18.2%	8.7%	17.2%	5.5%
	その他の役務 I		173	354	1,300	444	1,473	797
	割合 (I/K)		27.5%	28.0%	20.7%	35.7%	21.3%	31.8%
その他 J		39	2	600	48	639	50	
割合 (J/K)		6.2%	0.2%	9.5%	3.8%	9.2%	2.0%	
小計			598	1,164	6,064	1,184	6,662	2,348
割合 (小計/K)			95.1%	92.1%	96.3%	95.3%	96.2%	93.7%
合計 K			629	1,264	6,295	1,243	6,924	2,507
本省・地方支分部局等 /法務省全体 (割合)			9.1%	50.4%	90.9%	49.6%		

※1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「情報システム関連」は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月27日付けデジタル社会推進会議幹事会決定）における定義に準じて分類した情報システムの整備運用等に係る調達をいう。

※3 「調査研究」は、物品役務等のうち、調査（実態調査や動向調査等の各種調査）、統計調査（統計情報収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものをいう。

表3 令和6年度法務省における競争契約に係る調達経費の内訳（本省・地方別）

（単位：件、億円）

調達類型		区分	本省		地方支分部局等		法務省全体		
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公共 工事 等	公共工事 A		12	46	208	55	220	102	
		割合 (A/K)	3.3%	4.4%	4.3%	6.1%	4.3%	5.2%	
	公共工事に係る調査及び設計業務等 B		8	1	15	1	23	2	
		割合 (B/K)	2.2%	0.1%	0.3%	0.1%	0.4%	0.1%	
小計			20	48	223	56	243	104	
			割合 (小計/K)	5.4%	4.6%	4.6%	6.2%	4.7%	5.3%
物品 役務 等	情報システム関連 C		83	540	74	136	157	676	
		割合 (C/K)	22.6%	51.6%	1.5%	15.0%	3.0%	34.6%	
	電力 D		2	3	91	53	93	56	
		割合 (D/K)	0.5%	0.3%	1.9%	5.9%	1.8%	2.9%	
	ガス E		2	0	75	10	77	10	
		割合 (E/K)	0.5%	0.0%	1.6%	1.1%	1.5%	0.5%	
	調査研究 F		17	2	1	0	18	3	
		割合 (F/K)	4.6%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	
	物品購入・賃貸借 G		86	83	2,332	152	2,418	235	
		割合 (G/K)	23.4%	8.0%	48.5%	16.8%	46.7%	12.1%	
	庁舎維持関連 H		28	27	1,082	102	1,110	130	
		割合 (H/K)	7.6%	2.6%	22.5%	11.3%	21.4%	6.6%	
	その他の役務 I		129	343	931	396	1,060	738	
		割合 (I/K)	35.1%	32.7%	19.4%	43.7%	20.5%	37.8%	
その他 J		0	0	0	0	0	0		
	割合 (J/K)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
小計			347	999	4,586	849	4,933	1,847	
			割合 (小計/K)	94.6%	95.4%	95.4%	93.8%	95.3%	94.7%
合計 K			367	1,046	4,809	905	5,176	1,951	
本省・地方支分部局等 /法務省全体 (割合)			7.1%	53.6%	92.9%	46.4%			

※ 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2 一者応札について

競争契約全体に占める一者応札¹の割合は、件数ベースで18.4%（954件）、金額ベースで33.6%（656億円）となっている。

また、競争契約のうち、最低価格落札方式による一般競争契約と総合評価落札方式による一般競争契約を比較した場合、一者応札の割合は、件数ベースでそれぞれ17.7%（880件）と34.4%（74件）、金額ベースでそれぞれ27.1%（164億円）と36.6%（493億円）となっており、契約の落札方式によって一者応札の発生状況に差があることが確認される。特に、総合評価落札方式による契約においては、最低価格落札方式と比較して、一者応札の発生割合が相対的に高い傾向がある。さらに、金額ベースにおける一者応札の割合が件数ベースの割合を上回っていることから、契約金額の大きい案件において、一者応札となる案件が相対的に多く、これらの案件が金額ベースの一者応札割合を押し上げている傾向がうかがわれる（表4参照）。

競争契約全体を母数とし、調達類型ごとに分析した場合、一者応札の割合が高い調達類型は、件数ベースでは、調査研究契約（61.1%）、情報システム関連契約（55.4%）、金額ベースでは、情報システム関連契約（66.4%）、調査研究契約（50.6%）となっている。一者応札の状況を前年度と比較してみると、件数ベースでは、電力契約が大幅に改善（71.4%から43.0%に減少）しており、金額ベースでは、その他の役務が大幅に改善（68.0%から5.5%に減少）している一方で、物品購入・賃貸借については、件数・金額ともに一者応札が増加している（表5参照）。

また、一者応札による契約全体を母数として分析した場合、一者応札の割合が高い調達類型は、件数ベースでは、その他の役務契約（33.1%）、金額ベースでは、情報システム関連契約（68.4%）となっている（表6参照）。

一者応札割合については、平成19年度において28.8%であったものが、これまでの調達改善の取組により、近年は20%未満の水準を維持できている（図2参照）。

ただし、これまで取り組んできた一者応札案件の要因分析の結果、①調達範囲や履行期間等の仕様内容や、公告期間等の調達手続に直接的な要因があり、改善の余地がある案件も依然として存在していること、②同一の官署において、過去に複数者応札となったものの、再び一者応札となった案件があること、③国の事業に関連する特殊な仕様の調達など、市場における潜在的な競争参加者が限定的とみられる分野において、一者応札の割合が高く、かつ継続的に発生していること、④一件当たりの契約金額が高額な情報システム関連契約等の調達類型において、継続的に高い一者応札割合を示していることなど、複数の課題が確認されているため、引き続き、一者応札の解消に向けた各取組を確実に実施した上、その効果を検証・評価し、調達改善の取組を推進していく必要がある。

¹ 一者応札とは、競争入札において一者しか応札がなく契約されることをいう。応札者数はその時々での市場の需給等にも左右されるため、結果として一者応札となったもの全てが問題ということではないものの、同種の入札に一者応札が続く場合、とりわけ何度も同じ事業者が一者応札で受注を繰り返す場合には、調達価格の高止まりが強く懸念される。

表4 令和6年度法務省における調達に応札状況

(単位：件、億円)

契約方式	区分	1者		2者以上		合計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約（最低価格落札方式）		880	164	4,081	440	4,961	604
	割合	17.7%	27.1%	82.3%	72.9%	100.0%	100.0%
	うち一般競争契約	(880)	(164)	(4,081)	(440)	(4,961)	(604)
	うち指名競争契約	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
競争契約（総合評価落札方式）		74	493	141	855	215	1,347
	割合	34.4%	36.6%	65.6%	63.4%	100.0%	100.0%
	うち一般競争契約	(74)	(493)	(141)	(855)	(215)	(1,347)
	うち指名競争契約	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
競争契約（合計）		954	656	4,222	1,295	5,176	1,951
割合		18.4%	33.6%	81.6%	66.4%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約		38	18	4	1	42	19
	割合	90.5%	94.3%	9.5%	5.7%	100.0%	100.0%
公募による随意契約※2、3		52	3	-	-	52	3
割合		100.0%	100.0%	-	-	100.0%	100.0%

※1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 本表の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について」1.(2)② ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにした上で、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

※3 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。

表5 令和6年度法務省における競争契約に係る調達経費の内訳及び応札状況

(単位：件、億円)

区分 調達類型		1者				2者以上				全体	
		契約件数 A	割合 (A/E)	契約金額 B	割合 (B/F)	契約件数 C	割合 (C/E)	契約金額 D	割合 (D/F)	契約件数 E	契約金額 F
公共 工事 等	公共工事	21	9.5%	28	27.8%	199	90.5%	73	72.2%	220	102
		(44)	(16.5%)	(16)	(24.4%)	(223)	(83.5%)	(48)	(75.6%)	(267)	(64)
	公共工事に係る調査 及び設計業務等	4	17.4%	0	16.7%	19	82.6%	2	83.3%	23	2
		(1)	(3.1%)	(0)	(1.3%)	(31)	(96.9%)	(4)	(98.7%)	(32)	(4)
小計		25	10.3%	29	27.5%	218	89.7%	75	72.5%	243	104
		(45)	(15.1%)	(16)	(23.0%)	(254)	(84.9%)	(52)	(77.0%)	(299)	(68)
物品 役務 等	情報システム関連	87	55.4%	449	66.4%	70	44.6%	227	33.6%	157	676
		(102)	(52.8%)	(750)	(92.9%)	(91)	(47.2%)	(57)	(7.1%)	(193)	(807)
	電力	40	43.0%	13	23.5%	53	57.0%	43	76.5%	93	56
		(45)	(71.4%)	(23)	(66.6%)	(18)	(28.6%)	(12)	(33.4%)	(63)	(35)
	ガス	24	31.2%	2	22.5%	53	68.8%	8	77.5%	77	10
		(26)	(37.1%)	(7)	(56.8%)	(44)	(62.9%)	(5)	(43.2%)	(70)	(11)
	調査研究	11	61.1%	1	50.6%	7	38.9%	1	49.4%	18	3
		(13)	(65.0%)	(6)	(79.6%)	(7)	(35.0%)	(2)	(20.4%)	(20)	(8)
	物品購入・賃貸借	237	9.8%	79	33.7%	2,181	90.2%	156	66.3%	2,418	235
		(207)	(9.1%)	(17)	(11.0%)	(2,061)	(90.9%)	(141)	(89.0%)	(2,268)	(158)
庁舎維持関連	214	19.3%	42	32.6%	896	80.7%	87	67.1%	1,110	130	
	(296)	(21.9%)	(55)	(34.7%)	(1,053)	(78.1%)	(104)	(65.3%)	(1,349)	(159)	
その他の役務	316	29.8%	41	5.5%	744	70.2%	698	94.5%	1,060	738	
	(298)	(29.3%)	(461)	(68.0%)	(719)	(70.7%)	(217)	(32.0%)	(1,017)	(679)	
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	(5)	(35.7%)	(0)	(43.6%)	(9)	(64.3%)	(0)	(56.4%)	(14)	(0)	
小計		929	18.8%	628	34.0%	4,004	81.2%	1,219	66.0%	4,933	1,847
		(992)	(19.9%)	(1,320)	(71.0%)	(4,002)	(80.1%)	(538)	(29.0%)	(4,994)	(1,857)
合計		954	18.4%	656	33.6%	4,222	81.6%	1,295	66.3%	5,176	1,951
		(1,037)	(19.6%)	(1,335)	(69.4%)	(4,256)	(80.4%)	(590)	(30.6%)	(5,293)	(1,925)

※1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 () 内の数値は、前年度の数値である。

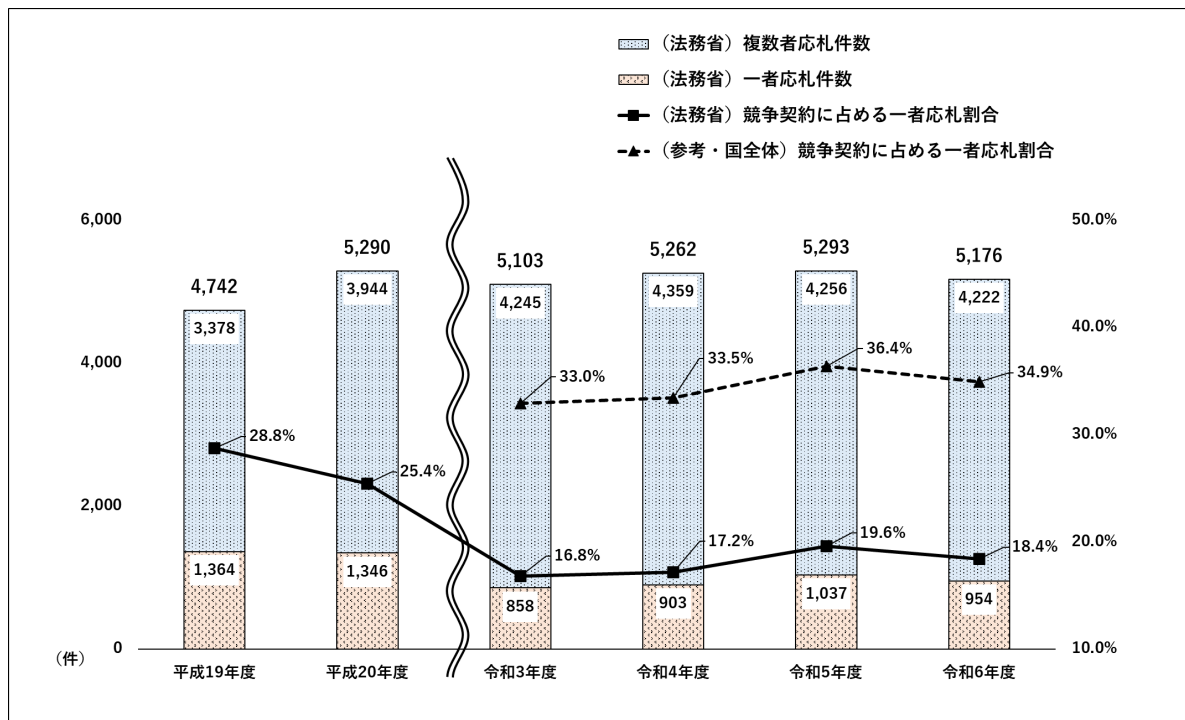
表6 令和6年度法務省における競争契約のうち一者応札に係る調達経費の内訳（本省・地方別）

（単位：件、億円）

調達類型		区分	本省		地方支分部局等		法務省全体		
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公共 工事 等	公共工事 A		2	21	19	7	21	28	
		割合 (A/K)	1.4%	4.2%	2.4%	4.7%	2.2%	4.3%	
	公共工事に係る調査及び設計業務等 B		1	0	3	0	4	0	
		割合 (B/K)	0.7%	0.0%	0.4%	0.2%	0.4%	0.1%	
小計			3	21	22	7	25	29	
			割合 (小計/K)	2.0%	4.2%	2.7%	4.9%	2.6%	4.4%
物品 役務 等	情報システム関連 C		53	388	34	61	87	449	
		割合 (C/K)	35.8%	76.2%	4.2%	41.2%	9.1%	68.4%	
	電力 D		1	2	39	11	40	13	
		割合 (D/K)	0.7%	0.4%	4.8%	7.7%	4.2%	2.0%	
	ガス E		0	0	24	2	24	2	
		割合 (E/K)	0.0%	0.0%	3.0%	1.5%	2.5%	0.3%	
	調査研究 F		10	1	1	0	11	1	
		割合 (F/K)	6.8%	0.2%	0.1%	0.1%	1.2%	0.2%	
	物品購入・賃貸借 G		26	64	211	15	237	79	
		割合 (G/K)	17.6%	12.6%	26.2%	10.3%	24.8%	12.1%	
	庁舎維持関連 H		12	25	202	17	214	42	
		割合 (H/K)	8.1%	4.9%	25.1%	11.8%	22.4%	6.4%	
その他の役務 I		43	8	273	33	316	41		
	割合 (I/K)	29.1%	1.5%	33.9%	22.5%	33.1%	6.2%		
その他 J		0	0	0	0	0	0		
	割合 (J/K)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
小計			145	488	784	140	929	628	
			割合 (小計/K)	98.0%	95.8%	97.3%	95.1%	97.4%	95.6%
合計 K			148	509	806	147	954	656	
本省・地方支分部局等 /法務省全体（割合）			15.5%	77.6%	84.5%	22.4%			

※ 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

図2 法務省における一者応札件数等の推移



※1 令和5年度以前における法務省の応札件数、競争契約に占める一者応札割合は、過年度の法務省調達改善計画等に掲載された数値から引用・算出したものである。

※2 国全体の競争契約に占める一者応札割合は、行政改革推進会議が毎年度公表している「調達改善の取組に関する点検結果」の数値に基づき、当省で独自に算出したものである。

3 少額随意契約の改善

令和7年に予決令が改正¹され、約51年ぶりに少額随意契約²によることができる場合の基準額が引き上げられたところ、少額随意契約においても競争性及び透明性を確保し、かつ適正な手続が引き続き遵守されるよう取り組む必要がある。したがって、事務の簡素化の観点から、手続に要する手間や時間は考慮されるべきであるが、少額随意契約の対象となるもののうち、特定の案件においては、可能な範囲で、より競争性や透明性に配慮した取組を行うことが求められる。

令和6年度は、少額随意契約可能案件において、一般競争入札を74件、オープンカウンター方式による見積合わせ³を304件実施しているところ、随意契約の対象範囲の拡大に伴って、上記取組の徹底に引き続き努める必要がある。

4 調達事務のデジタル化の推進

調達事務のデジタル化については、政府で共通的に取り組むこととされており、法務省では、競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、電子調達システム(GEPS)を活用した入札・契約手続を推進するとともに、電子メール等による見積書等の徴取やオンライン形式による入札説明会の実施等の調達手続における書面・押印・対面の見直しやGEPSによる「少額物品調達業務」⁴の活用などによる調達事務の効率化・簡素化に取り組んでいる。

令和6年度は、競争契約における電子入札案件が3,912件、電子応札案件が2,453件、電子契約案件が668件となり、件数ベースでの電子入札率は62.7%、電子契約率は25.9%となっている(表7参照)。

電子入札率及び電子契約率ともに、前年度と比較して向上しているものの、これまでの電子調達システムの利用促進に関する分析によれば、官側が自律的に改善すべき要因と競争参加者や契約相手方等の民側の協力が必要となる他律的な要因といった射程が異なる複数の要因が確認されていることから、更なる推進のため、各要因の解消に向けた適切な取組の実施が必要である。

また、法務本省と地方支分部局等の進捗率に着目すると、電子入札率は、法務本省が70.6%・地方支分部局等が61.9%と、10ポイント程度の差があり、電子契約率は、法務本省が58.2%・地方支分部局等が22.0%と、30ポイント以上の差がある。さらに、地方支分部局等の組織別にみても、実施率に一定の差が確認されていることから、実施率が低い組織や官署における特有の要因について、詳細な分析を行い、改善につなげることで、法務省全庁で調達事務のデジタル化の更なる推進を図る必要がある。

¹ 令和7年3月28日に公布された「予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令(令和7年政令第93号)」による。

² 少額随意契約とは、予決令第99条第2号から第7号までの規定に基づく随意契約をいう。少額随意契約は、会計法令上、競争に付することは可能であるが、契約金額が少額なため、契約事務の簡素化の観点から競争に付するまでもないものと意義づけられている。

³ オープンカウンター方式とは、発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式である。

⁴ 少額物品調達業務とは、電子調達システムの一部として運営され、少額随意契約が可能とされる物品調達案件について、インターネットを経由して汎用的に受付処理するシステムをいい、本システムの活用により、業務効率化や調達コストの削減といった効果が期待される。

表7 令和6年度法務省における電子調達実施状況（本省・地方別）

（単位：件）

調達類型		区分	本省	地方支分部局等	法務省全体
公共工事等	電子入札案件 A		20	220	240
	電子応札案件 B		20	203	223
	電子契約案件 C		29	40	69
	電子入札によらない電子契約 D		11	0	11
	電子入札率 (B/A)		100.0%	92.3%	92.9%
	電子契約率 (C/(B+D))		93.5%	19.7%	29.5%
物品役務等	電子入札案件 E		347	3,325	3,672
	電子応札案件 F		239	1,991	2,230
	電子契約案件 G		135	464	599
	電子入札によらない電子契約 H		12	100	112
	電子入札率 (F/E)		68.9%	59.9%	60.7%
	電子契約率 (G/(F+H))		53.8%	22.2%	25.6%
合計	電子入札案件 I		367	3,545	3,912
	電子応札案件 J		259	2,194	2,453
	電子契約案件 K		164	504	668
	電子入札によらない電子契約 L		23	100	123
	電子入札率 (J/I)		70.6%	61.9%	62.7%
	電子契約率 (K/(J+L))		58.2%	22.0%	25.9%

※1 割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりである（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日デジタル庁）等）。

電子入札率 = (電子応札案件数/電子入札案件数)

- ・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
- ・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1者以上存在する案件数

電子契約率 = (電子契約案件数/ (電子応札案件数 + 電子入札によらない電子契約数))

- ・電子契約案件数：契約確定件数のうち、「契約書」又は「請書」を、「電子」で実施した案件数
- ・電子入札によらない電子契約数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数（電子契約案件数の内数）

なお、様式1において定める令和8年度の取組内容における各定義とは異なる。

第3 取組内容

様式1及び様式2のとおり。

第4 自己評価及び自主点検の実施

年度終了後に、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果及び年度途中における自主点検の結果を、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

第5 推進体制

1 推進体制

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等は、「令和7年度法務省行政事業レビュー行動計画」（令和7年4月15日策定）第2の1（1）により設置された「法務省行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）により取り組む。

チームの統括責任者、統括責任者代理、副統括責任者及びメンバーは、以下のとおりである。

統括責任者	官房長
統括責任者代理	政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房秘書課長 大臣官房会計課長
メンバー	大臣官房人事課長、大臣官房国際課長、大臣官房施設課長、大臣官房厚生管理官、大臣官房司法法制部司法法制課長、民事局総務課長、刑事局総務課長、矯正局総務課長、保護局総務課長、人権擁護局総務課長、訟務局訟務企画課長、法務総合研究所総務企画部付、出入国在留管理庁総務課長、公安審査委員会事務局長、公安調査庁総務部総務課長

なお、チームの統括責任者は、「法務省調達改善グループの設置について」（令和4年4月1日法務省行政事業レビュー推進チーム統括責任者決定）により設置された「法務省調達改善グループ」によりチームの取組を補佐させる。

2 外部有識者の参画

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等の際には、省外の有識者をもって構成される法務省契約監視会議¹の各委員に指導、助言等を求める。

3 その他

- (1) チームの庶務は、大臣官房会計課において行う。
- (2) その他チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。

¹ 法務省契約監視会議について（平成26年1月6日付け会計課長決定（令和8年2月12日一部改正））

第6 その他

1 取組状況等の公表

調達改善計画及び自己評価結果は、法務省ホームページにおいて公表する。

2 計画の見直し

本計画は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、法務省ホームページにおいて公表する。

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※2	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		二者応札の解消 二者応札となっている案件について、競争参加者増加のための取組を実施するなどして、その解消を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 二者応札となっている案件を含む全ての一般競争入札において、案件の性質等に応じて、競争参加者を増加させるため主に以下の取組を推進する。 発注単位等の仕様の見直し 履行期間の十分な確保 履行のための準備期間の確保 発注時期の見直し 受注実績の必要性及び競争参加資格の見直しや弾力化 公告期間の十分な確保 公告媒体等調達情報の提供方法の多角化 中小事業者等を含む新規参入業者の調査、声掛けの促進 公告期間中における配布資料等の充実 入札説明会及び質問対応の充実 	一般競争入札において、複数の競争参加者を誘引し、実質的な競争性を確保することで、費用対効果に優れた経済性の高い調達とする必要があるため。	A	H24	(本省・地方支分部局等) 二者応札割合について、対前年度以下とする。	年度末
○		少額随意契約の改善 会計法令上、少額随意契約によることが可能とされている案件について、可能な範囲で一般競争入札やオープンカウンター方式による見直しを実施することで、競争性及び透明性の確保を目指す。	<p>①少額随意契約が可能な案件について、少額随意契約の趣旨である事務の簡素化の観点から考慮した上で、官署の実情に応じて、可能な範囲で一般競争入札又はオープンカウンター方式による見直しを実施する。 特に従前、一般競争入札を実施してきた契約で令和7年の予算決算及び会計令の改正により少額随意契約の対象となったものや長期にわたって契約の相手方が固定されている契約については、積極的に一般競争入札等を活用する。</p> <p>②本省において、省内でオープンカウンター方式による見直しを実施した案件を集約し、特に競争性が高まった調達類型等の分析を行い、必要に応じてその結果等を共有する。</p>	令和7年の予算決算及び会計令の改正により、少額随意契約によることができる場合の基準額が約51年ぶりに引き上げられ、少額随意契約が可能となる案件が増加したことから、同案件においても競争性及び透明性を確保し、かつ適正な手続が引き続き遵守されることが必要であるため。	A+	H26	(本省・地方支分部局等) 少額随意契約可能案件における一般競争入札又はオープンカウンター方式による見直しの実施件数について、対令和6年度以上とする。	年度末
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 入札の前後において、個別案件の審査(外部有識者の活用を含む。)や要因分析、組織内の情報共有を実施するなどし、二者応札や不落・不調の解消に寄与する。	<p>①入札前の取組として主に以下の取組を実施する。(事前審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の入札結果や要因分析等を踏まえた仕様の見直し及び明確化 物価・人件費の上昇等に伴う実勢価格の動向調査、調査結果と過去の契約価格との比較・検証 情報システムに係る調達について、デジタル統括アドバイザーの知見を活用 <p>②入札後の取組として主に以下の取組を実施する。(事後審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 二者応札及び不落・不調案件において、事業者等に対するヒアリングやチェックリストの活用等による要因分析、改善策の検討 二者応札及び不落・不調案件の要因分析結果の集約及び効果的な取組の情報共有 法務省契約監視会議における継続的な二者応札案件の重点的審査、外部有識者の意見・助言等(議事概要)の情報共有 法務省契約監視会議におけるフォローアップ審議、二者応札解消案件の審議の実施 不落・不調案件における予定価格の妥当性の精査・検証 		A	H24	(本省・地方支分部局等) 各調達担当による事前審査、本省を中心とした事後審査を充実させ、競争性の確保を始めとする調達改善に資する省内基盤を強化する。	年度末
○		調達事務のデジタル化の推進 競争性、公正性、透明性を確保しつつ、電子調達システムの利用促進や調達手続における書面・押印・対面の見直しを実施するなどして、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を目指す。	<p>①主に以下の取組により、電子調達システムを活用した入札・契約手続のデジタル化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として電子調達システムの入札機能を利用して調達を実施 電子調達システムを利用した契約手続の実施 利用率向上のため、電子入札・電子契約ができる旨、事業者への周知等を実施 本省及び地方支分部局等における調達事務のデジタル化に関する効果的な取組の情報共有等 電子入札率、電子契約率が低い地方支分部局等の要因を分析の上、利用促進のための働きかけ等を実施 <p>②主に以下の取組により、調達事務の効率化・簡素化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全官署において、見積書、請求書、請書を押印不要とした上で、電子メール等の電磁的記録による提出の受付が可能となるようデジタル化を推進 調達内容に応じて、電子調達システムによる「少額物品調達業務」を活用 実施可能な官署において、オンライン形式による入札説明会を実施 		A+	R4	(本省・地方支分部局等) 電子調達システムを利用した電子入札可能率、電子入札率及び電子契約率(※1)並びに見積書の徴取のデジタル化率(官署数ベース)を対前年度以上とする。	年度末

※1 電子入札可能率、電子入札率及び電子契約率の算出方法は、以下のとおりとする。ただし、各件数は「公共調達の適正化について」に基づき公表しているデータから集計したものに限る。

なお、これまでの当省における取組に係る進捗状況を的確に把握するため、当省独自の算出方法としている。
 電子入札可能率＝電子入札可能案件数÷競争契約案件数
 電子入札率＝電子入札実施案件数÷電子入札可能案件数
 電子契約率＝電子契約案件数÷(電子入札実施案件数+電子入札によらない電子契約案件数)

【各用語の定義】
 電子入札可能案件数：競争入札により契約を締結した案件のうち、電子入札を可能とした案件数
 電子入札実施案件数：競争入札により契約を締結した案件のうち、電子入札による入札者が一者以上いた案件数
 電子契約案件数：電子契約を締結した案件数
 電子入札によらない電子契約案件数：電子入札を可能としなかった若しくは電子入札による入札者が一者もいなかった競争契約又は随意契約により、電子契約を締結した案件数(電子契約案件数の内数)

※2 難易度
 A+：効果的な取組
 A：発展的な取組
 B：標準的な取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>一括調達・共同調達の最適化 調達事務の効率化や経済性の確保のため、既存の一括調達・共同調達案件について、競争性への影響に留意した上で費用対効果に優れた調達となるよう、調達規模や調達範囲を含む仕様の検討・見直しを行い、共同調達等の最適化を目指す。</p>	継続
<p>クレジットカード決済の活用 前渡官払から支出官払への移行による業務効率化に資するよう、クレジットカード決済(ETCカードの利用を含む。)を活用する。</p>	継続
<p>内部監査等の活用 大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査や本省で実施する会計課長会同等において、調達改善に係る取組を周知するとともに、取組状況等を把握し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>	継続